

かながわスマートエネルギー計画の推進

1 目 的

かながわスマートエネルギー計画を推進するため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入加速化、水素エネルギーや電気自動車（EV）などの導入拡大及び省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成に取り組み、地域において自立的なエネルギーの需給調整を図る「分散型エネルギーシステム」の構築を目指す。

2 予算額 14億6,997万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	4年度当初予算額
(1)	再生可能エネルギー等の導入加速化	4億4,624万円
①	自家消費型太陽光発電等導入費補助 事業所への固定価格買取制度を利用しない太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、初期費用ゼロで事業所に太陽光発電等を導入する事業（事業所用自家消費型0円ソーラー）を含む自家消費型の太陽光発電等の導入に対して補助する。また、蓄電池を併せて導入する事業に対して補助を増額する。	3億1,320万円
②	太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助 住宅への太陽光発電の更なる導入拡大を図るため、初期費用ゼロで住宅に太陽光発電を導入する事業（住宅用0円ソーラー）に対して補助する。また、蓄電池を併せて導入する事業に対して補助を増額する。	4,850万円
③	太陽光発電・蓄電池の共同購入事業 住宅への太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、購入希望者を募り、一括して発注することで市場価格よりも安い費用で購入することができる共同購入事業を実施する。 ・実施メニュー：「太陽光発電」、「太陽光発電＋蓄電池」、「蓄電池」	(※1) - 万円
④	共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助 共同住宅への固定価格買取制度を利用しない太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、共同住宅への自家消費型の太陽光発電及び蓄電池の導入に対して補助する。	500万円
⑤	太陽光発電等普及啓発事業費 上記②及び③の認知度向上等を図るため、インターネット等を活用したPRを実施する。	2,554万円
⑥	県有施設への太陽光発電等の導入 災害時に避難施設等としての機能を発揮する県有施設に、非常用電源としても活用できる自家消費型の太陽光発電及び蓄電池を導入する。	5,400万円
(2)	安定した分散型エネルギー源の導入拡大	7億1,708万円
新⑦	電気自動車（EV）等の導入促進 2030年度までに県内で販売される新車乗用車の全電動車化（※）を目指し、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入やEV等の充電設備の整備に対して補助する。また、EV等と建物間で充給電を行うV2H設備の導入に対して補助する。その際、EV等と併せてV2H設備を導入する場合に補助を増額する。 ※電動車：EV、燃料電池自動車（FCV）、PHV、ハイブリッド自動車（HV）	5億7,350万円
⑧	燃料電池自動車（FCV）等の導入促進 水素エネルギーの導入を促進するため、燃料電池自動車（FCV）等の導入や、水素ステーションの整備に対して補助する。また、水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合に補助を増額する。	8,000万円
新⑨	公用車の電動車化 代替可能な電動車がない場合等を除き、知事部局及び教育委員会の公用車については、2030年度までに全て電動車化することを目指し、EV等の電動車を率先して導入する。 （令和4年度導入台数：EV1台、PHV2台、HV9台）	3,358万円
⑩	分散型エネルギーシステム導入費補助 平時における電力と熱の効率的な利用とともに、災害時の強靱性（レジリエンス）向上を図るため、ガスコージェネレーション等の導入に対して補助する。	3,000万円

区分	主な事業名及び事業概要	4年度当初予算額
(3)	多様な技術を活用した省エネ・節電の取組促進	2億7,658万円
	⑪ 中小規模事業者省エネルギーサポート事業費 中小規模事業者の省エネ対策への取組を支援するため、省エネに関する専門家による無料の省エネ診断を実施する。	857万円
(新)	⑫ 中小規模事業者省エネルギー設備導入支援補助 中小規模事業者のサプライチェーンの脱炭素化への取組を支援するため、省エネ診断で提案された設備の導入に対して補助する。	1億4,661万円
	⑬ 温暖化対策計画書制度の運用 県内の温室効果ガス削減に向けた取組の促進を図るため、一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業についての計画書制度を着実に運用する。	540万円
	⑭ Z E B 導入費補助 省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）の導入に対して補助する。	2,500万円
	⑮ 県有施設における Z E B の整備 老朽化が著しい産業技術短期大学校（横浜市旭区中尾）の西キャンパスについて、事業主等が行う職業訓練及び技能検定の円滑な実施のための建替えを行うに当たり、県有施設初の Z E B の実現を目指す。	(※2) - 万円
	⑯ エネルギー自立型住宅促進事業費補助 省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の導入や、Z E H 化することが困難な既存住宅の省エネ改修工事に対して補助する。	8,000万円
	⑰ 家庭の省エネルギー対策の推進 家庭における省エネを推進するため、ガイドブックを作成し、家電量販店やホームセンター等と連携した普及啓発等を行う。	1,099万円
(4)	エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成	2,900万円
(新)	⑱ V P P 形成促進事業費補助 太陽光発電や蓄電池、電気自動車（E V）などを高度なエネルギーマネジメント技術で制御し、あたかも一つの発電所のように機能させることで電力の需給バランスを保つ調整力として活用するバーチャル・パワー・プラント（V P P）を形成する事業に対して補助する。	2,100万円
	⑲ 地域電力供給システム整備事業費補助 エネルギーの地産地消を推進するため、小売電気事業者が地域の住宅や事業所等に設置された太陽光発電等から電力を調達し、地域に供給する事業に対して補助する。	800万円
(5)	エネルギー関連産業の育成と振興	105万円
	⑳ スマートエネルギー関連製品等開発促進事業費 エネルギー関連産業への中小企業の参入促進を図るための講座等を実施する。	105万円
合 計		14億6,997万円

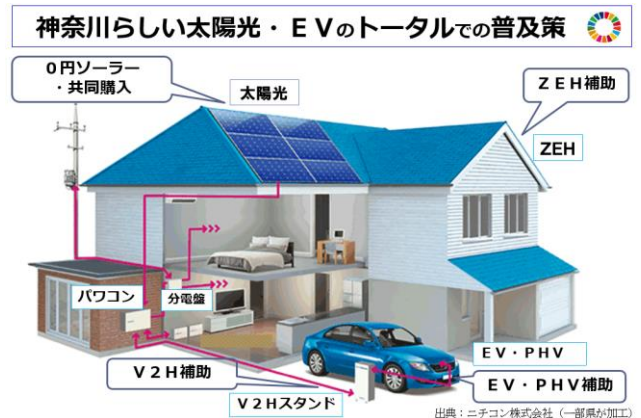
※1 協定に基づく予算を伴わない官民連携事業のため、「- 万円」としている。

※2 全体の工事費等に組み込まれていることから、「- 万円」としている。

< E V 等導入費補助 > (7)

補助対象	補助率	補助上限額	補助件数
E V ・ P H V	1/3	20万円	2,000台
急速充電設備	1/3	100万円	100基
V 2 H 設備	1/3	(個人) 20万円 (法人) 50万円	(個人) 200台 (法人) 3台
E V 等と V 2 H 設備の同時導入加算	-	定額10万円	140台 (※)

※ E V 等補助件数の内数



問合せ先

【①～⑧、⑩、⑭、⑯、⑰～⑳】	産業労働局産業部エネルギー課	課長	郷家	電話 045-210-4101
【⑨】	環境農政局環境部大気水質課	課長	関	電話 045-210-4120
【⑪～⑬、⑰】	環境農政局環境部環境計画課	課長	塚本	電話 045-210-4050
【⑮】	産業労働局労働部産業人材課	課長	井上	電話 045-210-5700

自家消費型太陽光発電等導入費補助

1 目 的

事業所への固定価格買取制度を利用しない太陽光発電等の更なる導入拡大を図る。

2 予算額 3億1,320万円

3 事業内容

初期費用ゼロで事業所に太陽光発電等を導入する事業（事業所用自家消費型0円ソーラー）を含む自家消費型の太陽光発電等の導入に対して補助する。また、蓄電池を併せて導入する事業に対して補助を増額する。

ア 補助対象

自家消費型の太陽光発電等の導入

イ 補助額

・太陽光発電等

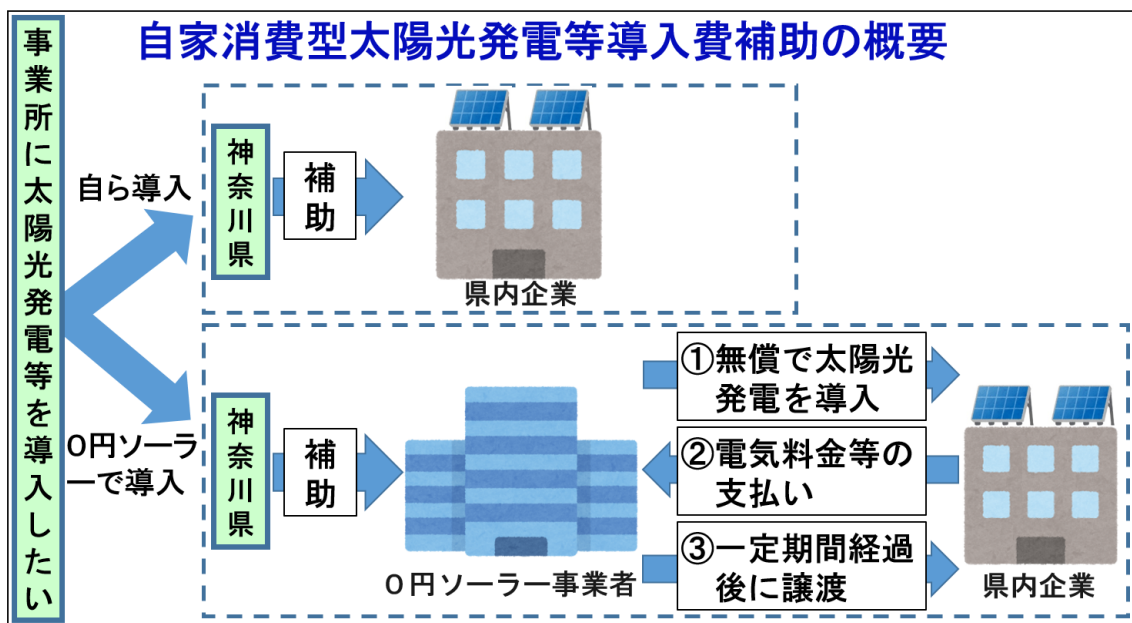
補助率 1 / 3（上限 大企業1,000万円）

※ 太陽光発電の場合は6万円/kWとのいずれか低い額

（薄膜太陽電池を活用する場合は、10万円/kWとのいずれか低い額）

・蓄電池

補助率 1 / 3（上限 住宅用蓄電池15万円/台、産業用蓄電池200万円）



問合せ先

産業労働局産業部エネルギー課 課長 郷家 電話 045-210-4101

新 電気自動車（EV）等の導入促進

1 目的

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の導入やEV等の充電設備の整備などに対して補助することで、2030年度までに県内で販売される新車乗用車の全電動車化（※）を目指す。

※ 電動車：EV、燃料電池自動車（FCV）、PHV、ハイブリッド自動車（HV）

2 予算額 5億7,350万円

3 事業内容

EV・PHVの導入やEV等の充電設備の整備に対して補助する。また、EV等と建物の間で充給電を行うV2H設備の導入に対して補助する。その際、EV等と併せてV2H設備を導入する場合に補助を増額する。

ア EV・PHV

- ・対象車両 国内規格に準拠した、充電と給電（※）の両方が可能なEV・PHV
- ・補助額 補助率1／3（上限20万円）

※ 外部給電器やV2H設備を経由して電力を取り出すことが出来るものに限る。

イ EV等の充電設備

- ・補助対象 急速充電設備の設備費、工事費
- ・補助額 補助率1／3（上限100万円）

ウ V2H設備

- ・補助対象 V2H設備の設備費
- ・補助額 補助率1／3（上限 個人20万円、法人50万円）

※ EV等とV2H設備の同時導入加算：10万円

（導入例：個人がEVとV2H設備を同時導入する場合）

EV等補助20万円＋V2H補助20万円＋加算10万円 ⇒ 最大50万円の補助

<EV等導入費補助>

補助対象	補助率	補助上限額	補助件数
EV・PHV	1/3	20万円	2,000台
急速充電設備	1/3	100万円	100基
V2H設備	1/3	(個人) 20万円 (法人) 50万円	(個人) 200台 (法人) 3台
EV等とV2H設備の同時導入加算	-	定額10万円	140台（※）

※ EV等補助件数の内数

EV等導入費補助のイメージ図



問合せ先

産業労働局産業部エネルギー課 課長 郷家 電話 045-210-4101

新

VPP形成促進事業費補助

1 目的

太陽光発電や蓄電池、電気自動車（EV）などを高度なエネルギーマネジメント技術により制御するバーチャル・パワー・プラント（VPP）を形成する事業に対して補助を行い、電力の需給バランスを保つための電力（調整力）を確保することで、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の更なる導入加速化を図る。

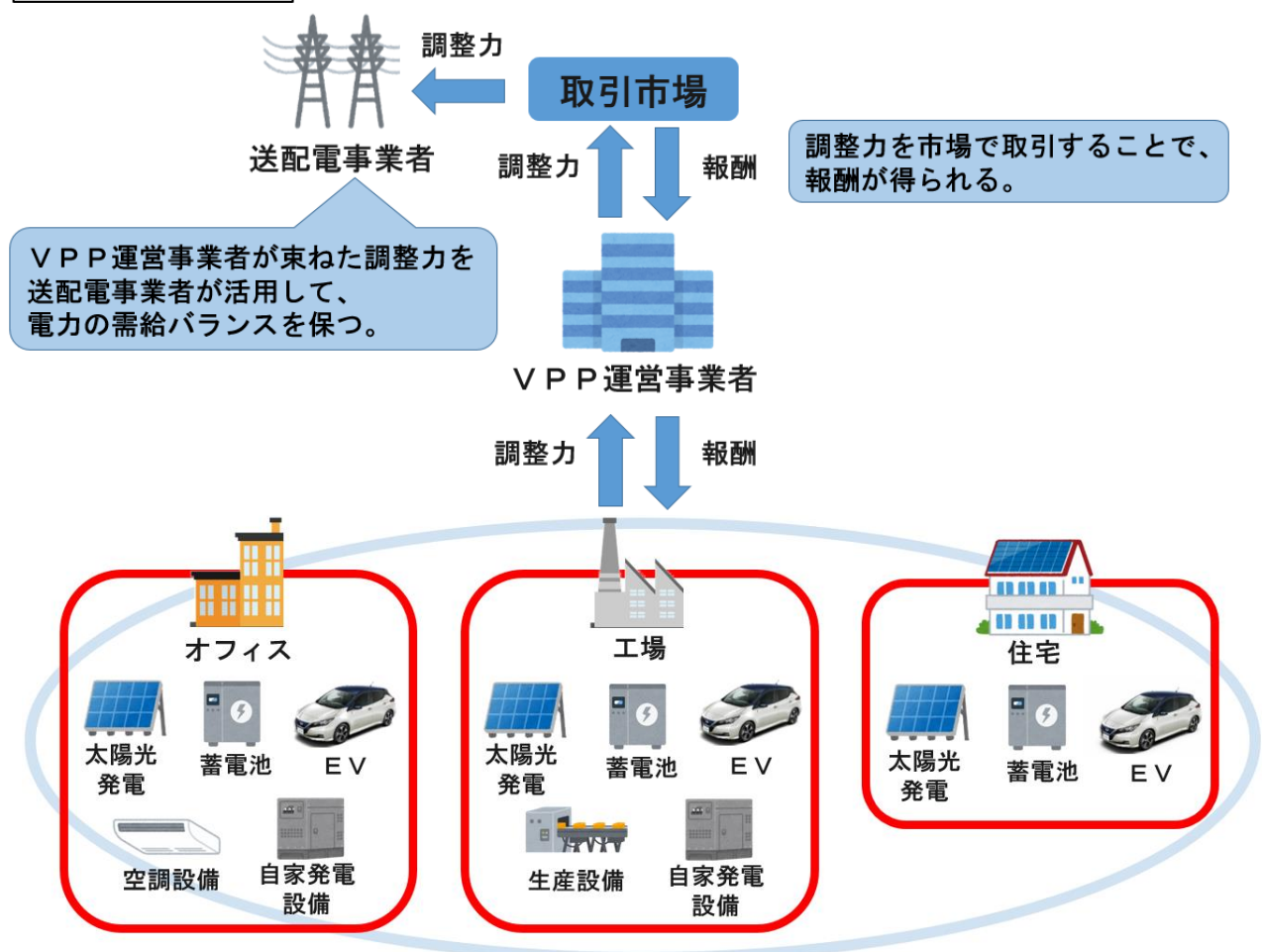
○ VPPとは

太陽光発電や蓄電池、電気自動車などをネットワークで一括制御し、1つの発電所のように機能させる仕組み。

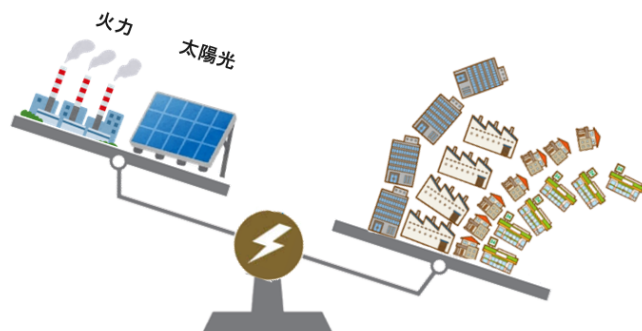
電力は需要と供給のバランスが崩れると停電につながる。導入が進む太陽光発電や風力発電は天候次第で電力供給量が不安定になりやすいため、現在は、大規模火力発電等の発電量を調整して需給を一致させている。

今後、太陽光発電や風力発電の導入を更に進める上で、新たな調整力としてVPPの形成が期待されている。

VPPの仕組み

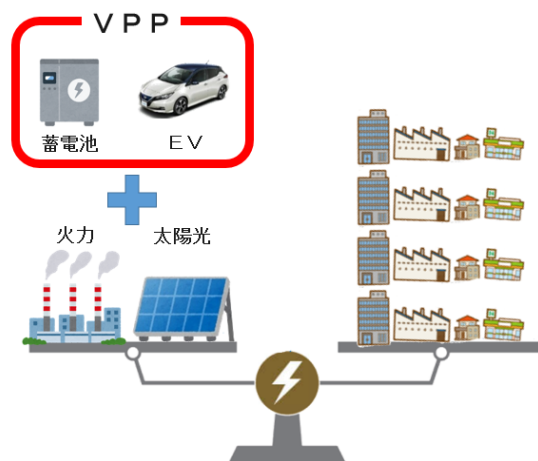


再エネの増加によるリスク



今後、更に太陽光発電等の不安定な電源が増えると需給バランスが崩れやすくなり、停電がおきやすくなるおそれがある。

VPPによる需給調整



VPPで新たな調整力を確保することで、需給を安定させる。

太陽光発電等の更なる導入加速化が可能になる！

2 予算額 2, 100 万円

3 事業内容

県内事業所がVPPに参加する際に必要となるエネルギーマネジメント機器の導入に対して補助する。

ア 補助対象

電力使用状況等の調査費並びにエネルギーマネジメント機器導入に関する設計費、設備費及び工事費

イ 補助額

補助率 1 / 3 (補助上限額 : 100万円)

問合せ先

産業労働局産業部エネルギー課 課長 郷家 電話 045-210-4101